

議案第 57 号

杉並区学校給食費等に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和8年3月25日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正宏

(提案理由)

給食費の単価を改定する等の必要がある。

杉並区教職員健康管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 日

杉並区教育委員会教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第 号

杉並区学校給食費等に関する規則の一部を改正する規則

杉並区学校給食費等に関する規則（令和 7 年杉並区教育委員会規則第 1 8 号）の
一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで」を「令和 8 年 4
月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで」に改める。

別表第 1 中	「	1 食当たりの額	を	「	1 食当たりの額	に改める。
		3 0 9 円			3 2 6 円	
		3 3 2 円			3 5 1 円	
		3 5 6 円			3 7 5 円	
		4 0 6 円			4 2 8 円	
		3 5 5 円			3 7 5 円	
		3 6 5 円			3 8 6 円	
		3 7 4 円			3 9 4 円	
		4 0 6 円			4 2 8 円	
		3 5 6 円			3 7 5 円	
		4 0 6 円			4 2 8 円	
		」			」	
	「	1 食当たりの額		「	1 食当たりの額	
		4 0 2 円			4 2 4 円	

別表第2中	4 3 2 円	を	4 5 7 円	に改める。
	4 6 3 円		4 8 8 円	
	5 2 8 円		5 5 7 円	
	4 6 3 円		4 8 8 円	
	5 2 8 円		5 5 7 円	

附 則

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- この規則に規定する学校給食費等の徴収に係る手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

杉並区学校給食費等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

新			旧		
附 則 1 及び 2 略 3 第4条の規定にかかわらず、 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで の間における児童及び生徒の学校給食費は、無償とする。			附 則 1 及び 2 略 3 第4条の規定にかかわらず、 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで の間における児童及び生徒の学校給食費は、無償とする。		
別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）		
区分		1食当たりの額	区分		1食当たりの額
小学校	第1学年から第2学年までの児童	326円	小学校	第1学年から第2学年までの児童	309円
	第3学年から第4学年までの児童	351円		第3学年から第4学年までの児童	332円
	第5学年から第6学年までの児童	375円		第5学年から第6学年までの児童	356円
中学校	第1学年から第3学年までの生徒	428円	中学校	第1学年から第3学年までの生徒	406円
特別支援学校	小学部第1学年から第2学年までの児童	375円	特別支援学校	小学部第1学年から第2学年までの児童	355円
	小学部第3学年から第4学年までの児童	386円		小学部第3学年から第4学年までの児童	365円
	小学部第5学年から第6学年までの児童	394円		小学部第5学年から第6学年までの児童	374円
	中学部第1学年から第3学年までの生徒	428円		中学部第1学年から第3学年までの生徒	406円
児童及び生徒以外の者であって小学校において学校給食と同様の給食の提供を受けるもの		375円	児童及び生徒以外の者であって小学校において学校給食と同様の給食の提供を受けるもの		356円
児童及び生徒以外の者であって中学校及び特別支援学校において学校給食と同様の給食の提供を受けるもの		428円	児童及び生徒以外の者であって中学校及び特別支援学校において学校給食と同様の給食の提供を受けるもの		406円

新			旧		
別表第 2（第 3 条関係）			別表第 2（第 3 条関係）		
区分		1 食当たりの額	区分		1 食当たりの額
小学校	第 1 学年から第 2 学年までの児童	<u>424円</u>	小学校	第 1 学年から第 2 学年までの児童	<u>402円</u>
	第 3 学年から第 4 学年までの児童	<u>457円</u>		第 3 学年から第 4 学年までの児童	<u>432円</u>
	第 5 学年から第 6 学年までの児童	<u>488円</u>		第 5 学年から第 6 学年までの児童	<u>463円</u>
中学校	第 1 学年から第 3 学年までの生徒	<u>557円</u>	中学校	第 1 学年から第 3 学年までの生徒	<u>528円</u>
児童及び生徒以外の者であって小学校において学校給食と同様の給食の提供を受けるもの		<u>488円</u>	児童及び生徒以外の者であって小学校において学校給食と同様の給食の提供を受けるもの		<u>463円</u>
児童及び生徒以外の者であって中学校において学校給食と同様の給食の提供を受けるもの		<u>557円</u>	児童及び生徒以外の者であって中学校において学校給食と同様の給食の提供を受けるもの		<u>528円</u>